



国 監 告 第 1 0 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度第2回定期監査
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成30年2月1日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)
国政経収第 180 号
平成 30 年 1 月 31 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様
国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

平成 29 年 11 月 28 日付国監発第 33 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：教育委員会事務局
担当部局長：教育次長 宮崎 宏一

以上

別紙

教育委員会事務局 教育総務課・教育指導支援課・生涯学習課

【指摘事項】

(1) 職員の時間外勤務について

職員の時間外勤務については、時間外で業務を行っているにもかかわらず、一部に時間外勤務として課長より時間外勤務命令を受けていないと思われる事例が見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、時間外勤務として必要なものについては、時間外勤務命令を発することを今後徹底されたい。

措置前の状況

時間外勤務については、課長と課員が協議する中で命令を発しておりますが、職員が自己の都合判断により職場に残っているもののうち、時間外勤務として行うべきケースが一部ありました。

措置の内容

時間外勤務命令の手続きについて、事前に課長と課員が十分に協議の上、時間外勤務にて行う業務、時間外勤務を行う時間を明確にした上で命令を発することの一層の徹底を図りました。

別紙

教育委員会事務局 教育総務課

【指摘事項】

(2) 学校事務嘱託員の勤務実績について

学校事務嘱託員 1 名について、8 月末の勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの退出時刻に乖離が見受けられたため、確認したところ、月末に時間内に業務が終了できず、時間外勤務を行ったが、勤務実績簿を教育総務係にすでに提出してしまったため訂正ができず、勤務実績に反映していなかったとのことであった。

今後このようなことがないように適切な対応をされたい。

措置前の状況

月末に教育総務係に勤務実績簿を提出した後、時間外に勤務を行ったが、勤務実績簿の訂正ができておりませんでした。また、担当課において、勤務実績集計時に、勤務実績簿の勤務時間とタイムカードの時間の乖離に気付かず、勤務実績簿の時間にて報酬の支払いをしておりました。

措置の内容

勤務実績簿提出後に勤務時間の変更があった場合は必ず担当係に連絡することを嘱託員に徹底するとともに、報酬支払時には、タイムカードと勤務実績簿の勤務時間の照合を担当、係長、課長の 3 者において徹底してまいります。

別紙

教育委員会事務局 教育指導支援課

【指摘事項】

(3) 学校関係嘱託員の勤務について

学校関係嘱託員の勤務実績を確認したところ、1日の勤務時間が6時間を超える勤務を行っているが、休憩を適正に取得していないと思われる事例が見受けられた。

今後、労働時間の管理において、休憩時間を含む適正な勤務が行われるよう管理者の勤務管理を徹底されたい。

措置前の状況

指摘事項について、当該の嘱託員に確認したところ、記憶はあいまいだが残務整理や職務以外で残っていたとの確認ができました。また他の業務（放課後学習支援教室指導員等）に引き続き従事するのに打刻をしていなかった嘱託員もおりました。

1日の勤務時間が6時間を超えて休憩時間を取得していないケースについては、給食の時間の支援等で業務中に休憩が取得できず、業務後の休憩の取得では退勤時刻が遅くなるため取得していない場合が多くございました。

措置の内容

学校関係嘱託員の服務監督者である校長・副校長に対し、定例の校長会・副校長会の場において、時間外勤務や休憩時間の取得、タイムカードの打刻について再度周知・徹底を図りました。

別紙

教育委員会事務局 教育指導支援課

【要望事項】

(1) 校務ネットワーク用アクセスポイント及び周辺機器の購入契約について

校務ネットワーク用アクセスポイント及び周辺機器の購入契約については、4月に総務課に契約締結請求を行い、5月26日の入札を経て業者が決定していたが、入札時に納入期限の表示に誤りがあったことにより再度の入札を行っていた。

結果は当初落札した業者と同じ業者に落札したが、契約事務においては、事務上のミスにより、適正な入札・落札行為が行われず、状況によっては業者との紛争に至るケースもあり得るため、今後事務に遺漏のないよう十分に注意し、事務執行を行われたい。

措置前の状況

要望事項について、当該契約の決裁処理に時間がかかり、納入期日を当初予定より遅らせましたが、事務上のミスにより一部の書類（仕様書）に反映されておりませんでした。

措置の内容

決裁中に修正がなされた場合には、決裁済者まで報告をし、課・係内でのチェック体制を再度確認して、適正な処理を行うよう改善してまいります。

別紙

教育委員会事務局 生涯学習課

【要望事項】

(2) 文化財保護審議会の公印について

国立市文化財保護審議会会長印は国立市教育委員会公印規程には定められていないが、教育委員会からの諮問に対する答申に使用し、公印規程に定められている他の審議会等と同様な使い方をしている。

公印は公文書の内容及び成立が真正であることを認証する役割を持つものであることから、今後国立市教育委員会公印規程に定めることを検討されたい。

措置前の状況

国立市文化財保護審議会会長印は、国立市教育委員会公印規程には定められておらず、ゴム印となっておりますが、教育委員会からの諮問に対する答申に使用し、公印規程に定められている他の審議会等と同様な使い方をしております。

措置の内容

国立市文化財保護審議会会長印については、今後、つげ材の公印を作成し、国立市教育委員会公印規程に基づく公印としてまいります。